

会員の入退会等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会規約（以下「規約」と呼ぶ。）第5条に規定する本会の会員に係る、入退会等に関する事項を定める。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、会員1名の推薦を得て、別途定める入会届に登録事項を記入し入会申請を行わなければならない。

2 本学会は、前項の申請を受理したとき、理事会にて入会希望者の審査を行うものとする。審査後、入会が承認されたならば、その者を会員名簿に登録し、その旨を通知する。併せて入会金及び年度会費を請求するものとする。

(変更の届出)

第3条 会員は、前条第1項の登録事項に変更があった場合は速やかに届出なければならない。

2 学会は、前項の届出を受理した場合、遅滞なく登録を変更するものとする。

(退会)

第4条 本会を退会しようとする者は、別途定める退会届を提出しなければならない。

- 2 規約第5条に定める会員資格を喪失した者は自動的に退会となる。
- 3 規約第7条に定める会費を3年以上納付しない者は、理事会の判断により退会となる。
- 4 規約第9条により除名された者は、自動的に退会となる。
- 5 死亡した者は、会員名簿から登録を抹消する。
- 6 学会は、遅滞なく、退会した者の登録を抹消しなければならない。

(休会)

第5条 会員は、正当な事由がある場合、2年を限度に休会の申出をすることができる。

- 2 理事会にて前項の申出が承認された場合、休会者のその期間の年度会費の支払を免除することができる。
- 3 休会の申出は別途定める休会申出書にて行う。
- 4 復会する場合、別途定める復会申出書を提出し行う。復会した場合、会期年度途中にても年度会費を支払うものとする。
- 5 休会中は、会誌及び総会資料の配送停止等、会員としての資格及び権利は停止される。
- 6 休会者の会員名簿には、休会中の旨を記載するものとする。
- 7 休会者は、休会期間満了後にもその休会する事由が継続する場合には、満了前に休会期

間の延長を申し出ることができる。

8 理事会は、前項の申出が適正であると判断する場合、期限を定めて休会期間の延長を承認することができる。

(特例移行)

第6条 学生会員であった者が卒業し、引き続き正会員になろうと希望する場合、再度の入会申請を省略できる。また、正会員が学生になり、学生会員になろうとするときも同様とする。この場合、会員番号は従前のものを引き継ぐ。

(会費滞納による会員資格喪失者の再入会)

第7条 第4条第3項により退会となった者が再入会を希望する場合には、3年間分の滞納会費を完納することにより、再入会の資格を得る。

(理事会への委任)

第7条 この規程に定めのない事項に関しては理事会の判断による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則1. この規程は、2021年3月21日から施行する。

附則2. この規程は、2021年6月2日から施行する。

附則3. この規程は、2022年3月20日から施行する。

附則4. この規程は、2022年10月7日から施行する。

附則4. この規程は、2023年5月29日から施行する。